

船舶事故調査報告書

令和2年9月16日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年9月14日 02時00分ごろ
発生場所	石川県志賀町高岩岬東岸 能登富来港風無第3防波堤灯台から真方位065°580m付近 (概位 北緯37°08.3′ 東経136°41.7′)
事故の概要	漁船第二三喜丸は、北北東進中、海岸に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年1月27日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二三喜丸、6.6トン
船舶番号、船舶所有者等	IK2-5556（漁船登録番号）、個人所有 第244-19002号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船底部に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、船長が、自動操舵により北北東進中、夜食をとり、たばこを吸ったのち、眠気を感じたものの、帰航する港の近くまで来ていたので居眠りに陥ることはないと思い、座椅子に腰を掛けて背もたれに寄りかかっていたところ、いつしか居眠りに陥り、変針予定場所を通過したことに気付かずに航行し、高岩岬東岸の海岸に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約1.5mであった。 船長は、夜食をとったことで眠気を感じたと本事故後に思った。
分析	本船は、自動操舵により北北東進中、船長が、座椅子に腰を掛けて背もたれに寄りかかった状態で居眠りに陥り、変針予定場所を通過したことに気付かずに航行を続けたことから、海岸に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、夜食をとって眠気を感じていたものの、帰航する港の近くまで来ていたので居眠りに陥ることはないと思ったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、自動操舵により北北東進中、船長が、座椅子に腰を掛けて背もたれに寄りかかった状態で居眠りに陥り、変針予定場所を通過したことに気付かずに航行を続けたため、海岸に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船橋当直中に眠気を感じた場合、同じ姿勢を続けず、身体を動かしたり、椅子から立ち上がって操船に当たるなど、居眠りを防止する措置を採ること。</li></ul>
--	--